

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月9日

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資 アセアン真成長株式ファンド
信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資 当初自己設定額 5億円
信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1兆円

【縦覧に供する場所】 該当ありません

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で^{有価証券報告書}を提出致しましたので、平成26年8月1日に届出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、提出するものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とし、原届出書に追加される内容を記載する場合は<追加>とします。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

[ファンドの目的・特色]

<更新後>

ファンドの目的

アセアン諸国の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

投資対象

アセアン諸国の株式等(預託証券(DR)を含みます。以下同じ。)が実質的な主要投資対象です。

- 預託証券(DR)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。



アセアン(ASEAN)とは

東南アジアの国々による、政治経済その他広範な分野におよぶ包括的な協力機構であり、正式名称は東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations)です。2014年12月末現在の加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10カ国に及びます。地域としての経済発展のため、域内の貿易自由化や法制度整備等が進んでおり、2015年を目処にアセアン経済共同体の構築をめざすなど、様々な取り組みを行っています。

<主なアセアン加盟国の名目GDPと人口>



※データは2014年現在、GDPはIMF推計、人口は国連推計

(出所)IMF「ワールド エコノミック アウトルック(2014年10月)」、国連「World Population Prospects:The2012 Revision」のデータより三菱UFJ投信作成

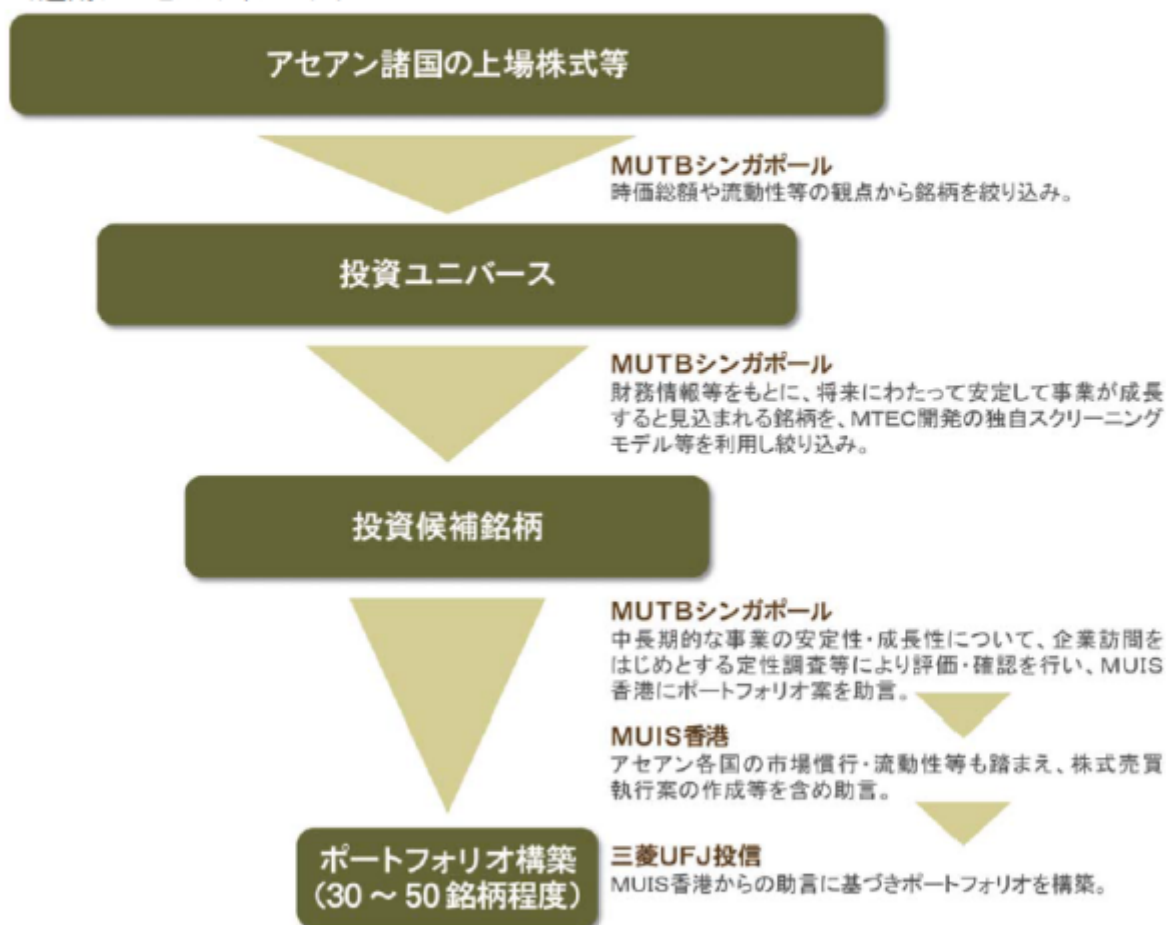
- 1 ファンドはアセアン加盟国全てに投資を行うとは限りません。市場規模、規制環境等を考慮し委託会社が判断します。

運用方法／運用プロセス

株式等への投資にあたっては、事業の安定性・成長性等に着目して銘柄選定を行います。

- 運用にあたっては、三菱UFJ投信の香港現地法人であるMitsubishi UFJ Investment Services(HK) Limited(以下、「MUIS香港」)から投資助言を受け、三菱UFJ投信が運用します。
- MUIS香港は、三菱UFJ信託銀行(シンガポール支店。以下、「MUTBシンガポール」)の投資助言を活用します。MUTBシンガポールは、三菱UFJトラスト投資工学研究所(以下、「MTEC」)のスクリーニングモデルや企業訪問等をはじめとする定性調査等を活用し、ポートフォリオ案をMUIS香港に助言します。
- 株式等の実質組入比率は高位を維持することを基本とします。

<運用プロセスのイメージ>



- 1 MTECは、三菱UFJ信託銀行が1988年に設立した投資理論研究機関です。最新の投資理論研究や、高度なモデルの開発を専門に行っています。
 - 1 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。
 - 1 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
 - 1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

為替対応方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

ファンドの仕組み

運用は主にアセアン真成長株式マザーファンドへの投資を通じて、アセアン諸国の株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



分配方針

- 年2回の決算時(6・12月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

| | |
|----------|---|
| 株式 | 株式への実質投資割合に制限を設けません。 |
| 株式の一銘柄制限 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 |

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<更新後>

平成26年8月18日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

<更新後>

- ・資本金
2,000百万円（平成26年12月末現在）
（略）
- ・大株主の状況（平成26年12月末現在）
（略）

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

<更新後>

- （略）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
（略）

(3) 【運用体制】

<更新後>

（略）

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

(5) 【投資制限】

<更新後>

（略）

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、（略）投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<追加>

(3) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

なお、ファンドを設定してから1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率は記載していません。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大・最小騰落率(%)

| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 平均値 | — | +12.3 | +20.2 | +13.7 | +2.3 | +7.5 | +10.0 |
| 最大値 | — | +65.0 | +65.7 | +82.4 | +4.5 | +34.9 | +43.7 |
| 最小値 | — | -17.0 | -13.6 | -22.8 | +0.4 | -12.7 | -10.1 |

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・2010年1月～2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

<更新後>

(略)

(4)【その他の手数料等】

(略)

費用または費用を対価とする役務の内容について

| 費用名 | 直接・間接 | 説明 |
|-------------------|-------|--|
| 申込手数料 | 直接 | 商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価 |
| 換金（解約）手数料 | 直接 | 商品の換金に関する事務手続等の対価 |
| 信託財産留保額 | 直接 | 信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額 |
| 信託報酬 | 間接 | （委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価 |
| 監査報酬 | 間接 | ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用 |
| 売買委託手数料 | 間接 | 有価証券等を売買する際に発生する費用 |
| 保管費用 （カストディアン） | 間接 | 外国での資産の保管等に要する費用 |

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

(5)【課税上の取扱い】

(略)

上記は平成26年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(略)

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

平成26年12月30日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|-------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,651,998,226 | 99.75 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 4,073,796 | 0.25 |
| 純資産総額 | | 1,656,072,022 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成26年12月30日現在

| 国/地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 口数 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|------|----------------------|---------------|----|---------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | | |
| 日本 | アセアン真成長株式マザー ファンド | 親投資信託 受益証券 | | 1,520,337,039 | 1.0774 1.0866 | 1,638,131,426 1,651,998,226 | | 99.75 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成26年12月30日現在

| 種類/業種別 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.75 |
| 合計 | 99.75 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) |
|---------------------------|--|------------------------------|
| 第1計算期間末日 (平成26年12月10日) | 1,176,880,269 (分配付) 1,176,880,269 (分配落) | 10,758 (分配付) 10,758 (分配落) |
| 平成26年 8月末日 | 503,868,125 | 10,066 |
| 9月末日 | 515,347,473 | 10,289 |
| 10月末日 | 514,607,201 | 10,057 |
| 11月末日 | 992,208,075 | 10,929 |
| 12月末日 | 1,656,072,022 | 10,767 |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|--------|------------|
| 第1計算期間 | 0円 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 7.58 |

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|--------|---------------|------|---------------|
| 第1計算期間 | 1,093,928,691 | 461 | 1,093,928,230 |

<参考>

「アセアン真成長株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年12月30日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|--------|---------------|---------|
| 株式 | シンガポール | 396,042,192 | 23.97 |
| | インドネシア | 354,896,038 | 21.48 |
| | タイ | 284,392,889 | 17.21 |
| | マレーシア | 275,641,966 | 16.68 |
| | フィリピン | 245,012,283 | 14.83 |
| | アメリカ | 38,961,639 | 2.36 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 57,094,420 | 3.47 |
| 純資産総額 | | 1,652,041,427 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年12月30日現在

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 株式数 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|------------|---------------------------------|----|--------------------------------|-----------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | | |
| シンガ ポール | OVERSEA-CHINESE BANKING CORP | 株式 | 銀行 | 98,000 | 945.22 957.07 | 92,713,823 93,793,350 | | 5.68 |
| インド ネシア | BANK RAKYAT INDONESIA PERSER | 株式 | 銀行 | 666,100 | 109.53 113.00 | 72,965,224 75,272,630 | | 4.56 |
| シンガ ポール | M1 LTD | 株式 | 電気通信サービス | 194,000 | 323.58 329.96 | 62,946,886 64,012,822 | | 3.87 |
| フィリ ピン | AYALA LAND INC | 株式 | 不動産 | 655,200 | 91.69 90.99 | 60,089,755 59,616,648 | | 3.61 |
| フィリ ピン | JOLLIBEE FOODS CORP | 株式 | 消費者サービス | 95,570 | 561.03 580.50 | 53,619,937 55,478,385 | | 3.36 |
| タイ | CP ALL PCL-NVDR | 株式 | 食品・生活必需品 小売り | 342,000 | 152.82 148.73 | 52,275,519 50,868,225 | | 3.08 |
| シンガ ポール | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 株式 | 銀行 | 26,000 | 1,806.59 1,874.04 | 46,982,565 48,725,144 | | 2.95 |
| シンガ ポール | KEPPEL LAND LTD | 株式 | 不動産 | 150,000 | 304.44 310.82 | 45,797,076 46,623,225 | | 2.82 |
| タイ | AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR | 株式 | 運輸 | 45,200 | 1,033.16 1,011.05 | 46,700,108 45,699,460 | | 2.77 |
| マレー シア | BERJAYA AUTO BHD | 株式 | 小売 | 377,200 | 112.24 114.65 | 42,401,156 43,246,696 | | 2.62 |
| マレー シア | DIGI.COM BHD | 株式 | 電気通信サービス | 193,900 | 208.99 214.84 | 40,524,726 41,658,096 | | 2.52 |
| インド ネシア | MATAHARI PUTRA PRIMA TBK PT | 株式 | 小売 | 1,337,600 | 33.66 29.82 | 45,044,216 39,897,264 | | 2.42 |
| フィリ ピン | JG SUMMIT HOLDINGS INC | 株式 | 資本財 | 222,280 | 172.55 178.20 | 38,361,373 39,610,296 | | 2.40 |
| タイ | SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR | 株式 | 銀行 | 56,800 | 685.87 667.95 | 38,959,297 37,939,560 | | 2.30 |
| インド ネシア | TOTAL BANGUN PERSADA | 株式 | 資本財 | 3,424,200 | 10.47 10.96 | 35,877,492 37,532,656 | | 2.27 |
| マレー シア | ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD | 株式 | メディア | 348,300 | 111.89 104.66 | 39,018,919 36,455,585 | | 2.21 |
| フィリ ピン | INTL CONTAINER TERM SVCS INC | 株式 | 運輸 | 114,940 | 309.17 310.50 | 35,538,708 35,688,870 | | 2.16 |
| インド ネシア | KALBE FARMA TBK PT | 株式 | 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス | 1,987,000 | 16.94 17.75 | 33,686,207 35,271,237 | | 2.14 |
| インド ネシア | BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTA | 株式 | 不動産 | 4,880,000 | 6.68 7.12 | 32,660,889 34,791,960 | | 2.11 |
| タイ | MK RESTAURANTS GROUP - NVDR | 株式 | 消費者サービス | 166,200 | 212.83 205.31 | 35,377,343 34,122,937 | | 2.07 |

| | | | | | | | | |
|--------|----------------------------|----|--------------|-----------|----------------------|--------------------------|--|------|
| シンガポール | SILVERLAKE AXIS LTD | 株式 | ソフトウェア・サービス | 294,000 | 112.11 114.39 | 33,157,836 33,631,615 | | 2.04 |
| フィリピン | GT CAPITAL HOLDINGS INC | 株式 | 各種金融 | 11,835 | 2,953.26 2,786.40 | 34,952,069 32,977,044 | | 2.00 |
| インドネシア | BUMI SERPONG DAMAI PT | 株式 | 不動産 | 1,822,600 | 17.65 17.36 | 32,191,049 31,645,803 | | 1.92 |
| シンガポール | KEPPEL CORP LTD | 株式 | 資本財 | 39,000 | 751.98 806.67 | 29,330,648 31,460,422 | | 1.90 |
| マレーシア | MAH SING GROUP BHD | 株式 | 不動産 | 389,700 | 77.81 79.18 | 30,374,063 30,859,953 | | 1.87 |
| マレーシア | UMW HOLDINGS BHD | 株式 | 自動車・自動車部品 | 80,100 | 368.74 378.73 | 29,551,399 30,336,273 | | 1.84 |
| シンガポール | SINGAPORE TECH ENGINEERING | 株式 | 資本財 | 96,000 | 304.44 310.82 | 29,277,420 29,838,864 | | 1.81 |
| マレーシア | KPJ HEALTHCARE BERHAD | 株式 | ヘルスケア機器・サービス | 209,000 | 128.76 126.01 | 26,943,244 26,336,884 | | 1.59 |
| タイ | ROBINSON DEPT STORE-NVDR | 株式 | 小売 | 159,400 | 160.56 165.16 | 25,594,390 26,326,902 | | 1.59 |
| アメリカ | JARDINE MATHESON HLDGS LTD | 株式 | 資本財 | 3,600 | 7,095.57 7,269.16 | 25,547,150 26,168,994 | | 1.58 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年12月30日現在

| 種類 / 業種別 | | 投資比率 (%) |
|-------------|------------------------|----------|
| 株式 | 素材 | 1.41 |
| | 資本財 | 15.79 |
| | 運輸 | 6.03 |
| | 自動車・自動車部品 | 3.11 |
| | 消費者サービス | 6.82 |
| | メディア | 4.01 |
| | 小売 | 8.31 |
| | 食品・生活必需品小売り | 3.85 |
| | 食品・飲料・タバコ | 2.93 |
| | ヘルスケア機器・サービス | 2.58 |
| | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.14 |
| | 銀行 | 16.82 |
| | 各種金融 | 2.00 |
| | 不動産 | 12.32 |
| ソフトウェア・サービス | 2.04 | |
| 電気通信サービス | 6.40 | |
| 合計 | 96.54 | |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

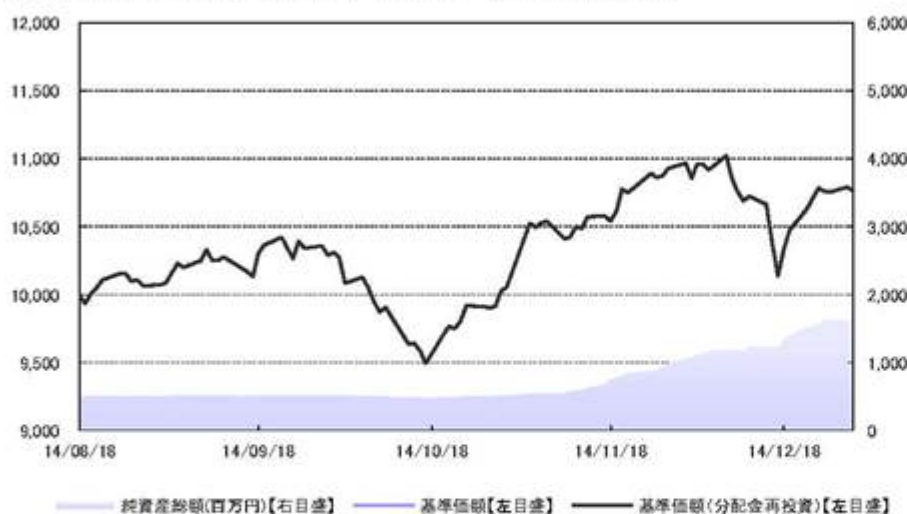
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2014年12月30日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもとして計算

2 分配の推移

| | |
|----------|----|
| 2014年12月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

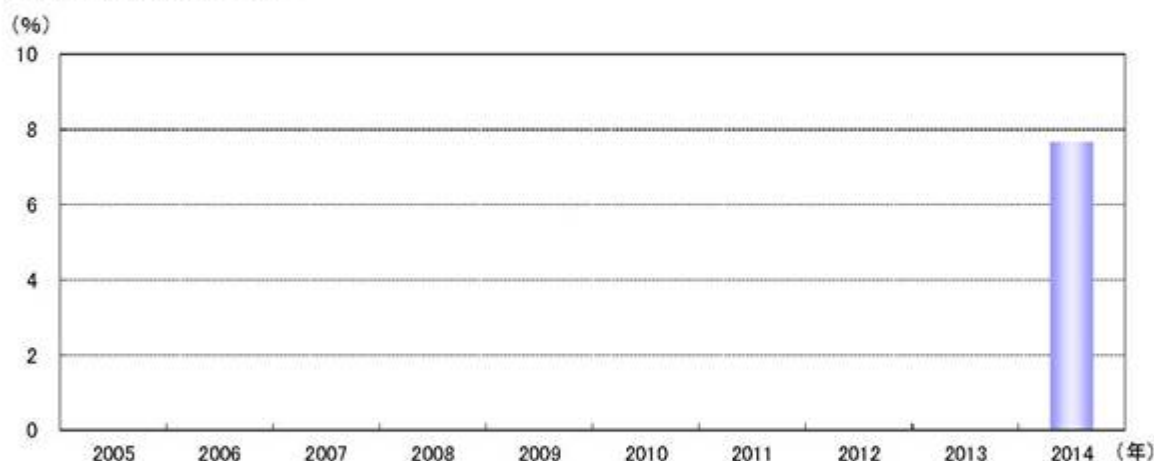
・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

| 通貨別構成 | 比率 | 組入上位銘柄 | 業種 | 国・地域 | 比率 |
|------------|--------|--------------------------------|-------------|--------|------|
| シンガポールドル | 23.9% | 1 OVERSEA-CHINESE BANKING CORP | 銀行 | シンガポール | 5.7% |
| インドネシアルピア | 21.4% | 2 BANK RAKYAT INDONESIA PERSER | 銀行 | インドネシア | 4.5% |
| タイバーツ | 17.2% | 3 MI LTD | 電気通信サービス | シンガポール | 3.9% |
| マレーシアリンギット | 16.7% | 4 AYALA LAND INC | 不動産 | フィリピン | 3.6% |
| フィリピンペソ | 14.8% | 5 JOLLIBEE FOODS CORP | 消費者サービス | フィリピン | 3.3% |
| 円 | 3.6% | 6 CP ALL PCL-NVDR | 食品・生活必需品小売り | タイ | 3.1% |
| アメリカドル | 2.4% | 7 DBS GROUP HOLDINGS LTD | 銀行 | シンガポール | 2.9% |
| | | 8 KEPPEL LAND LTD | 不動産 | シンガポール | 2.8% |
| | | 9 AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR | 運輸 | タイ | 2.8% |
| 合計 | 100.0% | 10 BERJAYA AUTO BHD | 小売 | マレーシア | 2.6% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は設定日から年末までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****(5)【その他】**

<更新後>

(略)

| | |
|------------------|---|
| ファンドの償還等に関する開示方法 | 委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。（略）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。（略） |
| 反対者の買取請求権 | 委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。 |

(略)

| | |
|---------|--|
| 交付運用報告書 | 委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。 |
|---------|--|

(略)

| | |
|----|--|
| 公告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
|----|--|

4【受益者の権利等】

(略)

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドの第1期計算期間は、約款第37条により、平成26年8月18日から平成26年12月10日までとしております。
- 4 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成26年8月18日から平成26年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アセアン真成長株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

| | 第1期 [平成26年12月10日現在] | |
|-----------------|------------------------|---------------|
| | 金額(円) | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 6,118,966 |
| 親投資信託受益証券 | | 1,173,964,095 |
| 未収利息 | | 8 |
| 流動資産合計 | | 1,180,083,069 |
| 資産合計 | | 1,180,083,069 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | | 103,112 |
| 未払委託者報酬 | | 3,093,334 |
| その他未払費用 | | 6,354 |
| 流動負債合計 | | 3,202,800 |
| 負債合計 | | 3,202,800 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 1,093,928,230 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 82,952,039 |
| (分配準備積立金) | | (39,352,747) |
| 元本等合計 | | 1,176,880,269 |
| 純資産合計 | | 1,176,880,269 |
| 負債純資産合計 | | 1,180,083,069 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | 第1期 自平成26年8月18日 至平成26年12月10日 | |
|-------------------------|------------------------------------|------------|
| | 金額(円) | |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | | 438 |
| 有価証券売買等損益 | | 42,555,127 |
| 営業収益合計 | | 42,555,565 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | | 103,112 |
| 委託者報酬 | | 3,093,334 |
| その他費用 | | 6,354 |
| 営業費用合計 | | 3,202,800 |
| 営業利益 | | 39,352,765 |
| 経常利益 | | 39,352,765 |
| 当期純利益 | | 39,352,765 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 18 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 43,599,293 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 43,599,293 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1 |
| 分配金 | 1 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 82,952,039 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|-------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| | 第 1 期 [平成26年12月10日現在] |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1 期首元本額 | 500,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 593,928,691円 |
| 期中一部解約元本額 | 461円 |
| 2 受益権の総数 | 1,093,928,230口 |
| 3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0758円 (10,758円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成26年8月18日 至 平成26年12月10日)

1 分配金の計算過程

| | | |
|-------------------------------|--------------|----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 2,386,144円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 | B | 36,966,603円 |
| 収益調整金額 | C | 43,599,292円 |
| 分配準備積立金額 | D | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 82,952,039円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,093,928,230口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 758円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第 1 期 (自 平成26年 8月18日 至 平成26年12月10日) |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第 1 期 [平成26年12月10日現在] |
|---------------------------|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。デリバティブ取引は、該当事項はありません。上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第 1 期 [平成26年12月10日現在] | |
|-----------|----------------------------|------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | | 42,706,612 |
| 合計 | | 42,706,612 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 口数 | 評 価 額 | 備 考 |
|-----------|------------------|---------------|---------------|-----|
| 親投資信託受益証券 | アセアン真成長株式マザーファンド | 1,084,493,391 | 1,173,964,095 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | 1,084,493,391 | 1,173,964,095 | |
| 合計 | | 1,084,493,391 | 1,173,964,095 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。[次へ](#)

「アセアン真成長株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

| | | [平成26年12月10日現在] |
|--------------|---|-------------------|
| | | 金 額 (円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 9,037,155 |
| コール・ローン | | 47,890,146 |
| 株式 | | 1,159,727,362 |
| 未収入金 | | 1,146,798 |
| 未収配当金 | | 289,886 |
| 未収利息 | | 68 |
| 流動資産合計 | | 1,218,091,415 |
| 資産合計 | | |
| | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | | 100,466 |
| 未払金 | | 44,033,126 |
| 流動負債合計 | | 44,133,592 |
| 負債合計 | | |
| | | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 1,084,493,391 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金 () | | 89,464,432 |
| 元本等合計 | | 1,173,957,823 |
| 純資産合計 | | |
| | | |
| 負債純資産合計 | | |
| | | |

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年6月10日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | | [平成26年12月10日現在] |
|---------------|--|-------------------|
| 1 期首 | | 平成26年8月18日 |
| 期首元本額 | | 498,750,000円 |
| 期首からの追加設定元本額 | | 587,099,107円 |
| 期首からの一部解約元本額 | | 1,355,716円 |
| 元本の内訳* | | |
| アセアン真成長株式ファンド | | 1,084,493,391円 |
| (合計) | | 1,084,493,391円 |
| 2 受益権の総数 | | 1,084,493,391口 |
| 3 1口当たり純資産額 | | 1.0825円 |
| (1万口当たり純資産額) | | (10,825円) |

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | （自平成26年8月18日 至平成26年12月10日） |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | [平成26年12月10日現在] |
|---------------------------|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 |

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | [平成26年12月10日現在] | |
|-----|--------------------|--|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | 8,370,326 | |
| 合計 | 8,370,326 | |

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区 分 | 種 類 | [平成26年12月10日現在] | | | |
|-----------|------------|-----------------|--|------------|----------------|
| | | 契約額等(円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | シンガポールドル | 6,828,873 | | 6,828,046 | 827 |
| | マレーシアリングット | 5,302,538 | | 5,300,376 | 2,162 |
| | タイバーツ | 4,737,496 | | 4,667,738 | 69,758 |
| | フィリピンペソ | 8,785,080 | | 8,762,520 | 22,560 |
| | インドネシアルピア | 3,579,423 | | 3,574,264 | 5,159 |
| | 合 計 | 29,233,410 | | 29,132,944 | 100,466 |

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-------------|------------------------------|-----------|---------------|--------------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | | | | | |
| | DAIRY FARM INTL HLDGS LTD | 9,900 | 9.180000 | 90,882.00 | |
| | JARDINE MATHESON HLDGS LTD | 2,400 | 59.000000 | 141,600.00 | |
| | アメリカドル 小計 | 12,300 | | 232,482.00 (27,772,299) | |
| シンガポールドル | | | | | |
| | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 20,000 | 19.860000 | 397,200.00 | |
| | KEPPEL CORP LTD | 30,000 | 8.190000 | 245,700.00 | |
| | KEPPEL LAND LTD | 111,000 | 3.360000 | 372,960.00 | |
| | M1 LTD | 139,000 | 3.550000 | 493,450.00 | |
| | OSIM INTERNATIONAL LTD | 26,000 | 2.030000 | 52,780.00 | |
| | OVERSEA-CHINESE BANKING CORP | 71,000 | 10.410000 | 739,110.00 | |
| | SEMBICORP INDUSTRIES LTD | 43,000 | 4.200000 | 180,600.00 | |
| | SILVERLAKE AXIS LTD | 199,000 | 1.240000 | 246,760.00 | |
| | SINGAPORE TECH ENGINEERING | 67,000 | 3.370000 | 225,790.00 | |
| | シンガポールドル 小計 | 706,000 | | 2,954,350.00 (268,254,980) | |
| マレーシアリングgit | | | | | |
| | ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD | 264,900 | 3.330000 | 882,117.00 | |
| | BERJAYA AUTO BHD | 305,000 | 3.270000 | 997,350.00 | |
| | CAHYA MATA SARAWAK BHD | 106,100 | 4.050000 | 429,705.00 | |
| | DIALOG GROUP BHD | 387,700 | 1.340000 | 519,518.00 | |
| | DIGI.COM BHD | 150,400 | 6.050000 | 909,920.00 | |
| | GENTING PLANTATIONS BHD | 47,100 | 9.980000 | 470,058.00 | |
| | KPJ HEALTHCARE BERHAD | 140,300 | 3.770000 | 528,931.00 | |
| | MAH SING GROUP BHD | 284,700 | 2.260000 | 643,422.00 | |
| | UMW HOLDINGS BHD | 56,900 | 10.760000 | 612,244.00 | |
| | マレーシアリングgit 小計 | 1,743,100 | | 5,993,265.00 (205,748,787) | |
| タイバーツ | | | | | |
| | AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR | 35,900 | 285.000000 | 10,231,500.00 | |
| | CP ALL PCL-NVDR | 247,600 | 42.250000 | 10,461,100.00 | |
| | GUNKUL ENGINEERING PCL -NVDR | 124,800 | 30.000000 | 3,744,000.00 | |
| | MC GROUP PCL-NVDR | 200,700 | 14.000000 | 2,809,800.00 | |
| | MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR | 129,200 | 36.750000 | 4,748,100.00 | |
| | MK RESTAURANTS GROUP - NVDR | 114,500 | 58.750000 | 6,726,875.00 | |
| | ROBINSON DEPT STORE-NVDR | 116,900 | 44.000000 | 5,143,600.00 | |
| | SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR | 41,400 | 190.000000 | 7,866,000.00 | |
| | SOMBOON ADV TECH - NVDR | 237,600 | 17.200000 | 4,086,720.00 | |
| | TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR | 97,700 | 44.250000 | 4,323,225.00 | |
| | VGI GLOBAL MEDIA PCL-NVDR | 146,100 | 12.900000 | 1,884,690.00 | |
| | タイバーツ 小計 | 1,492,400 | | 62,025,610.00 (225,152,964) | |
| フィリピンペソ | | | | | |
| | AYALA LAND INC | 477,200 | 34.050000 | 16,248,660.00 | |
| | CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR | 149,400 | 43.750000 | 6,536,250.00 | |
| | GT CAPITAL HOLDINGS INC | 9,325 | 1,095.000000 | 10,210,875.00 | |
| | INTL CONTAINER TERM SVCS INC | 91,590 | 114.500000 | 10,487,055.00 | |
| | JG SUMMIT HOLDINGS INC | 179,820 | 63.550000 | 11,427,561.00 | |
| | JOLLIBEE FOODS CORP | 72,130 | 208.800000 | 15,060,744.00 | |
| | フィリピンペソ 小計 | 979,465 | | 69,971,145.00 (187,522,668) | |
| インドネシアルピア | | | | | |
| | ACE HARDWARE INDONESIA | 1,586,200 | 750.000000 | 1,189,650,000.00 | |
| | BANK RAKYAT INDONESIA PERSER | 487,500 | 11,225.000000 | 5,472,187,500.00 | |
| | BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTA | 3,595,200 | 685.000000 | 2,462,712,000.00 | |
| | BUMI SERPONG DAMAI PT | 1,300,000 | 1,840.000000 | 2,392,000,000.00 | |
| | EXPRESS TRANSINDO UTAMA TBK | 1,108,900 | 1,110.000000 | 1,230,879,000.00 | |
| | KALBE FARMA TBK PT | 1,108,600 | 1,725.000000 | 1,912,335,000.00 | |
| | MATAHARI PUTRA PRIMA TBK PT | 905,300 | 3,580.000000 | 3,240,974,000.00 | |
| | SEMEN INDONESIA PERSERO TBK | 104,000 | 16,475.000000 | 1,713,400,000.00 | |

| | | | | |
|---------------------------|------------|--------------|------------------------------------|--|
| SURYA CITRA MEDIA PT TBK | 356,800 | 3,280.000000 | 1,170,304,000.00 | |
| TIGA PILAR SEJAHTERA FOOD | 888,000 | 2,080.000000 | 1,847,040,000.00 | |
| TOTAL BANGUN PERSADA | 2,446,700 | 1,085.000000 | 2,654,669,500.00 | |
| インドネシアルピア 小計 | 13,887,200 | | 25,286,151,000.00 (245,275,664) | |
| 合計 | 18,820,465 | | 1,159,727,362 (1,159,727,362) | |

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|---------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 2銘柄 | 100.00% | 2.39% |
| シンガポールドル | 株式 9銘柄 | 100.00% | 23.13% |
| マレーシアリングット | 株式 9銘柄 | 100.00% | 17.74% |
| タイバーツ | 株式 11銘柄 | 100.00% | 19.41% |
| フィリピンペソ | 株式 6銘柄 | 100.00% | 16.17% |
| インドネシアルピア | 株式 11銘柄 | 100.00% | 21.15% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

平成26年12月30日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産総額 | 1,657,357,273 |
| 負債総額 | 1,285,251 |
| 純資産総額(-) | 1,656,072,022 |
| 発行済口数 | 1,538,095,576 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 1.0767 (1万口当たり 10,767) |

<参考>

「アセアン真成長株式マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成26年12月30日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産総額 | 1,713,636,804 |
| 負債総額 | 61,595,377 |
| 純資産総額(-) | 1,652,041,427 |
| 発行済口数 | 1,520,337,039 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 1.0866 (1万口当たり 10,866) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

<更新後>

平成26年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

<更新後>

（略）

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 516 | 7,142,538 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 899,378 |
| 単位型株式投資信託 | 24 | 418,485 |
| 単位型公社債投資信託 | 5 | 185,995 |
| 合計 | 563 | 8,646,395 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度に係る中間会計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（第29期事業年度の財務諸表は省略）

<追加>

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在) | |
|------------|---|------------------------------|--|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 31,370,051 | |
| 有価証券 | | 3,000,000 | |
| 前払費用 | | 258,701 | |
| 未収入金 | | 15,796 | |
| 未収委託者報酬 | | 7,923,271 | |
| 未収収益 | | 225,606 | |
| 繰延税金資産 | | 392,212 | |
| 金銭の信託 | | 30,000 | |
| その他 | | 54,398 | |
| 流動資産合計 | | 43,270,038 | |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | 250,210 | |
| 器具備品 | 1 | 186,996 | |
| 土地 | | 1,205,031 | |
| 有形固定資産合計 | | 1,642,238 | |
| 無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | |
| ソフトウェア | | 1,092,868 | |
| ソフトウェア仮勘定 | | 169,950 | |
| 無形固定資産合計 | | 1,278,641 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 21,524,909 | |
| 関係会社株式 | | 320,136 | |
| 長期差入保証金 | | 807,645 | |
| その他 | | 15,035 | |
| 投資その他の資産合計 | | 22,667,726 | |
| 固定資産合計 | | 25,588,606 | |
| 資産合計 | | 68,858,645 | |

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(平成26年9月30日現在)

| | | |
|-----------|---|------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 70,972 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | | 87,713 |
| 未払償還金 | | 902,004 |
| 未払手数料 | | 3,402,471 |
| その他未払金 | | 157,192 |
| 未払費用 | | 3,862,968 |
| 未払消費税等 | 2 | 491,404 |
| 未払法人税等 | | 2,031,120 |
| 賞与引当金 | | 569,627 |
| その他 | | 431,272 |
| 流動負債合計 | | 12,006,746 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 164,100 |
| 役員退職慰労引当金 | | 42,648 |
| 時効後支払損引当金 | | 180,936 |
| 繰延税金負債 | | 573,410 |
| 固定負債合計 | | 961,095 |
| 負債合計 | | 12,967,842 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 222,096 |
| 資本剰余金合計 | | 222,096 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 44,080,146 |
| 利益剰余金合計 | | 51,420,736 |
| 株主資本合計 | | 53,642,963 |

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(平成26年9月30日現在)

| | |
|------------|------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券 | 2,247,838 |
| 評価差額金 | |
| 評価・換算差額等合計 | 2,247,838 |
| 純資産合計 | 55,890,802 |
| 負債純資産合計 | 68,858,645 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| 第30期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) | |
|---|------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 27,998,542 |
| 投資顧問料 | 344,009 |
| その他営業収益 | 35,954 |
| 営業収益合計 | 28,378,506 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 11,811,245 |
| 広告宣伝費 | 252,822 |
| 公告費 | 159 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 508,246 |
| 委託調査費 | 5,680,687 |
| 事務委託費 | 180,803 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 47,982 |
| 印刷費 | 249,444 |
| 協会費 | 18,745 |
| 諸会費 | 3,937 |
| 事務機器関連費 | 557,009 |
| その他営業雑経費 | 13,783 |
| 営業費用合計 | 19,324,870 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 106,776 |
| 給料・手当 | 1,651,106 |
| 賞与引当金繰入 | 569,627 |
| 福利厚生費 | 307,409 |
| 交際費 | 11,742 |
| 旅費交通費 | 73,065 |
| 租税公課 | 69,920 |
| 不動産賃借料 | 340,014 |
| 退職給付費用 | 65,265 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 15,609 |
| 固定資産減価償却費 | 1 247,581 |
| 諸経費 | 150,294 |
| 一般管理費合計 | 3,608,412 |
| 営業利益 | 5,445,223 |

(単位：千円)

| 第30期中間会計期間 | |
|--------------|-----------|
| (自平成26年4月1日 | |
| 至平成26年9月30日) | |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 175,572 |
| 有価証券利息 | 443 |
| 受取利息 | 7,838 |
| 投資有価証券償還益 | 8,854 |
| 収益分配金等時効完成分 | 39,308 |
| 時効後支払損引当金戻入益 | 35,205 |
| その他 | 3,581 |
| 営業外収益合計 | 270,804 |
| 営業外費用 | |
| 事務過誤費 | 11,794 |
| その他 | 917 |
| 営業外費用合計 | 12,712 |
| 経常利益 | 5,703,315 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 114,871 |
| 特別利益合計 | 114,871 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 11,429 |
| 特別損失合計 | 11,429 |
| 税引前中間純利益 | 5,806,758 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,036,037 |
| 法人税等調整額 | 18,471 |
| 法人税等合計 | 2,054,508 |
| 中間純利益 | 3,752,249 |

(3)中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日 ）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 43,710,993 | 51,051,583 | 53,273,811 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 7,631 | 7,631 | 7,631 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 43,703,362 | 51,043,952 | 53,266,179 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,375,465 | 3,375,465 | 3,375,465 |
| 中間純利益 | | | | | | 3,752,249 | 3,752,249 | 3,752,249 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | | | | 376,783 | 376,783 | 376,783 |
| 当中間期末残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 44,080,146 | 51,420,736 | 53,642,963 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,669,167 | 1,669,167 | 54,942,978 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 7,631 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,669,167 | 1,669,167 | 54,935,347 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 3,375,465 |
| 中間純利益 | | | 3,752,249 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 578,670 | 578,670 | 578,670 |
| 当中間期変動額合計 | 578,670 | 578,670 | 955,454 |
| 当中間期末残高 | 2,247,838 | 2,247,838 | 55,890,802 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (4) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ1,853千円増加しております。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額は51.88円減少し、1株当たり中間純利益金額は、9.61円増加しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在) |
|------|------------------------------|
| 建物 | 269,353千円 |
| 器具備品 | 401,909千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| | 第30期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 38,738千円 |
| 無形固定資産 | 208,843千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期中間会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 124,098 | - | - | 124,098 |
| 合計 | 124,098 | - | - | 124,098 |

2. 配当に関する事項

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,375,465千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 27,200円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

(金融商品関係)

第30期中間会計期間(平成26年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

| | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 31,370,051 | 31,370,051 | - |
| (2) 有価証券 | 3,000,000 | 3,000,000 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 7,923,271 | 7,923,271 | - |
| (4) 投資有価証券 | 21,486,009 | 21,486,009 | - |
| 資産計 | 63,779,332 | 63,779,332 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,402,471 | 3,402,471 | - |
| (2) 未払法人税等 | 2,031,120 | 2,031,120 | - |
| 負債計 | 5,433,591 | 5,433,591 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額38,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第30期中間会計期間(平成26年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 18,500,144 | 15,274,309 | 3,225,835 |
| | 小計 | 18,500,144 | 15,274,309 | 3,225,835 |
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 2,985,864 | 3,020,230 | 34,365 |
| | 小計 | 2,985,864 | 3,020,230 | 34,365 |
| 合計 | | 21,486,009 | 18,294,539 | 3,191,469 |

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額38,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第30期中間会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期中間会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第30期中間会計期間 (平成26年9月30日現在) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 450,376.33円 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 55,890,802 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 55,890,802 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 124,098 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第30期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|--------------------|---|
| 1株当たり中間純利益金額 | 30,236.17円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 3,752,249 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 3,752,249 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 124,098 |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

<更新後>

(略)

資本金の額：324,279百万円(平成26年9月末現在)

(略)

(2) 販売会社

<更新後>

| 名称 | 資本金の額 (平成26年9月末現在) | 事業の内容 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| カブドットコム証券株式会社 | 7,196 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

3【資本関係】

<更新後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成26年12月末現在)

(略)

独立監査人の監査報告書

平成27年1月14日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセアン真成長株式ファンドの平成26年8月18日から平成26年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセアン真成長株式ファンドの平成26年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月9日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樋口 誠之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。